

大和市人権指針改定検討委員会 第6回会議議事録

=====

日 時：平成27年12月14日（月） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：大和市役所 第2分庁舎 2階会議室

出席者：鏡会長、渡辺副会長、落合委員、遠藤委員、佐藤(正)委員、佐藤(倫)委員、土井委員、樋口委員

(事務局) 船越課長、折笠係長、今野主事

欠席者：古谷田委員

=====

議 題：1. 開会のあいさつ

2. 改定に向けたスケジュールについて

3. 大和市人権指針改定(案)について

4. その他

1. 開会のあいさつ

国際・男女共同参画課 船越英一課長よりあいさつ。

2. 改定に向けたスケジュールについて

(事務局) これまでは調整会議が1月の予定で進めていたが、1ヶ月遅れの2月になった。パブリックコメント案を作った後に議会に報告をして、広報やまとの3月1日号に掲載予定。3月1日から1ヶ月間パブリックコメントを行い、それをふまえて最終案とする。第7回会議を3月に行なう予定だったが4月になる。印刷、製本、発行を4月の終わりから5月にかけて施行するという形にスケジュールを変更した。委員の方には任期が延びてしまい申し訳ないが、お付き合い頂きたい。

3. 大和市人権指針改定(案)について

(事務局) 男女共同参画にかかる人権課題というのをひとつかかっているが、今回新しく性的マイノリティの人権課題を加える。男女共同参画と性的マイノリティというテーマを、性にかかる人権課題としてひとつにまとめるのはどうかということを事務局の方から提案させていただき、皆様の意見をもらいたいと思う。内容は男と女、簡単に分けられないものが性であるということで、男女共同参画という言葉だけでは自分の性を決めていない人もいるので題名を男女共同参画だけで掲げていると、そういった方々の存在が見えにくくなるのが1点。男女共同参画も、性によって不利益にならないように取り組むという性の問題の一つということで、性にかかる人権課題として大きな表題にし、その中に男女共同参画があると言う形でもいいのかな、と思う。ただ、男女共同参画というのは問題が多岐にわたっているのもう一つかかっているのが1点。性的マイノリティという言葉があがってきたほうが、問題視しやすい。分けておいた方がそれぞれ問題も見やすい。大きな枠として性にかかる人権課題のほうが、時代が新しく感じる。男女

共同参画、本来こんな言葉もなくなればよい時代だが、大きな枠にくくってしまうか、見やすく分けたほうがいいのか、皆様のご意見を頂きたい。

- (委員) ぱっと見たとき男女共同参画にかかる人権課題と、性的マイノリティを取り扱う内容は、性的項目で共通する内容もあるが、結構違う。牧村さんも言っていたが、性的マイノリティといわれる方が全体としてはある意味少数派で、周りの人の視点にさらされる、普通はこうなのに、などという言い方をされるのはおかしいというのが性的マイノリティの人権課題で、男女共同参画のほうは圧倒的に男性女性という区分があり、従来男が担うべき、女が担うべきという男女という性によって区別されるという社会参画の仕方を性によってではなく、それぞれに人間性、生きがいという点によって考えていくということは理解している。つながるところはあるが男女共同参画と性的マイノリティというのは分けておいたほうが分かりやすい気がする。
- (委員) 同感。男女共同参画も全部性にかかる人権課題だが、前段階を外すと、人としてのことで、例えば同和問題も人としての人権で、ある問題を抱えた人の人権問題ということで、別にやっていた方がいい。そういう人たちがいるというのがわかることが、まずは大切で、そのひと達を特別視しないことで、分けていた方がわかりやすい。
- (委員) 皆さんと一緒に分けていたほうが分かりやすい。だが、性的マイノリティの人権と言いながら男女じゃないか、となるかもしれない。大項目として性にかかる人権課題として、1 男女共同参画で2 性的マイノリティにしたらよい。
- (事務局) 表紙の裏面の目次でいうと、1 が男女共同参画にかかる人権課題で、2 が性的マイノリティにかかる人権課題になっている。
- (委員) そういうふうにすると、男女共同参画と性的マイノリティが系列な感じになる。ふたつを系列で考えるより、男女共同参画のほうはまだまだ問題がある。子供の教育、社会関連、家庭の妻、夫の関係、県の方でも推進している。人権ふたつを目次のように系列な関係にしてしまうと、性にかかる人権課題が小さくなってしまうので、別々にした方がよい。
- (事務局) 国、県、他市町村の比較によると、項目を女性にしてあるのは、県、大阪市。川崎市は男女共同参画。女性とするよりも、男性の地域参加、家庭参加というのがあり、人権は男性にもあるので、女性よりは男女共同参画のほうがよい。今の改定版のとおりにするか、性にかかる人権課題の中に項目を並べるか、いかがでしょうか。
- (委員) 男女共同参画と同じレベルに性的マイノリティがあるが、さまざまな人権課題の方に入れてもいいのではないかと。男女共同参画と性的マイノリティとは課題の大きさが同レベルではない。性的マイノリティはそんなに大きな項目なのか、と思う。自分はさまざまな人権課題の項目に入るのかな、と思う。
- (事務局) 議論しきれていない部分ではある。拉致問題とヘイトスピーチは国が大きく取り組んでいるので、市としても推進していきます、というスタンスなので、市として具体的に何かに取り組んでいるのではなく、拉致問題とヘイトスピーチに関

しては、推進するという姿勢でさまざまな人権課題に含んでいる。災害発生時に関しては、要配慮者であったり、外国語を話す方に情報をどのように提供するか、女性と男性で脱衣所を分けたりという、性別に関する配慮は複合的なものなので、様々な人権課題に入る。災害発生時、東日本大震災以降のものでわりと新しい人権課題なので、さまざまな人権課題となっている。自殺問題も複合的なもので、若者の自殺、高齢者の自殺、性的マイノリティの方のというところで、犯罪にかかる人権課題も複合的なので、さまざまな人権課題にしているという説明になる。国県他市との比較で、大和市は子供、高齢者、障がいのある人々、外国籍市民、男女共同参画、同和問題を大項目として掲げている。人権にかかる課題の分野と実際対応のなかで、さらにホームレス、保健・医療サービス、情報に関する、性同一性障害のある人々、犯罪に関する課題に取り組んで来た。市としてはその後の社会の変化に対応することとしていたので、自殺対策、ユニバーサルデザイン、貧困等、災害発生時の人権課題等に取り組んできた。さまざまな人権課題の中に明確に定義はないが、新しい課題であるとか、他課との連携であるとか、市としての取り組みが進んでいない、といった課題を取り上げている。

- (委員) 性的マイノリティについては、昔からそういう問題はあったが、それを大きな項目に入れるか、という問題。県は掲げていないが、大和市は掲げている。
- (委員) インターネット界では性的マイノリティはホットな話題。牧村さんは大和市出身なので、押し出していけばいいと思う。大事な問題である。
- (委員) 今やっと世間に出てきて、男女共同参画が前からあったことは知っていたが、多岐にわたってというのは全く知らなかった。男女共同参画という言葉も広まり、普通の主婦も知っている。まだどちらかと言えば少数である。
- (事務局) 皆様の意見のとおり、分けていたほうが見やすいということで、このまま分けて進めていきたいと思う。40ページほどあるので、皆様に各分野のご意見をいただくのは難しいと思うが、皆様の専門分野や、関心の高い分野をこの後10分程度見ていただいて、ひとりずつ意見を頂戴したい。今までの話し合いから皆様の意見が上がったものを中心に、前の5項目、子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方、男女共同参画にかかる人権課題が、主な取り組みの方向の各項目が多いものなので、「とくにたいせつなこと」という項目をつけている。とくにたいせつなことの項目は3つ、4つあるが、本当に大切なことかということと、もっと他に大切なことがあったら、ご意見頂きたい。あとはご自由に気づいたところに意見を頂きたい。
- (事務局) 今日議論できなかったところは、後日メールで意見を頂きたい。その後、年明けまで各課内で確認作業をしてもらい、意見をまとめてまとめていきたい。改定は、前回の指針の内容を受け継いだ部分があるのですが、男女共同参画については、平成24年の4月にプランをつくり、人権を重視した内容になっている。防災については市が作っている地域防災計画に要配慮者という表現があり、高齢者、障害者、子どもに対しての配慮等の部分を引用している。高齢者、子ども、障害者に関しては市が策定した計画を引いたものもあるが、これから各担当に内容を確

認して表現が変わることもある。今後10年は長いので、改定内容が対応できなくなることもあるかもしれませんが、その中でも、できるだけ対応出来る表現を入れていただきたい。ヘイトスピーチについてはヘイトスピーチの現状をふまえて、性的マイノリティについては先を見ながら、それから大和市には外国人が多いので、そういうことを考えて進めていこうと思う。

(委員) 子供、高齢者のことで、基本目標7で非常に立派な文章で書かれてある。これが実現されれば大和市万歳となる感じがする。こういう社会・状況になるには、どうすればいいのか。今我々がやっているのは、人権指針ということなので、どこまでが指針であり、指針外なのか、自身で判断つきかねる。具体性がない。もっと具体的な方法を知りたい。どうしていいのか限界を感じる。具体的なものとすれば、6ページの子供の人権課題の子供問題の主な取り組みの方向で、子供が安心して相談できる環境の整備。そのためにはどうすればいいか気になる。他も、支援しますとかなり書かれているが具体的にどう支援してくれるのが、気になる点。支援するという程度にとどめておくことか、行政、市議会委員、市長が判断する問題と言われればそこまで。一番人権で大事なのが啓発だと思う。それを具体的にどうすればいいか。差別やいじめがないというのを学校教育のなかで子供に教えても親が差別的な態度だと育った子供はどうなるんだろう。大和市が差別のない社会にするにはどうすればいいだろうという疑問がある。

(委員) 前回の人権指針と違い今回のハイスピードは何か。1ヵ月の間によくできたなと思う。もっと前に資料をもらい中身を検討して議論したい。色んな話をしてくれたと思うが、まとめ方によっては、前回は少なかったのに今回はなんでこんなに出したのだろうと思う。これを時間内で、自分達の意見を反映するとなると、今日は意見が出ないだろうと思う。いいとか悪いとかは10分程度で判断はできない。1ヵ月前はこんなに項目がなかったが、今回なんでこんなにできたのか経過が聞きたい。

(事務局) 10年前に作った指針をまとめたという形なので1から作ったというよりも、10年前の資料を皆さんの話合いの意見をふまえて変えたり、統合した。本来なら一週間前までに冊子を郵送し、今日意見を頂くというのができればよかったが、間に合わなかったというのが実情。

(委員) おしりが決まっているので、それまでに間に合わせるということで、我々の今までの会議を改定作業に組み取りながらまとめてくれたのではないか。

(事務局) 一応改定なので、今までの会議録を見ながら、というところと、現状の柱の部分と、前回の指針の策定後に市の方が作った計画、前回は質問はあったが指針なので、市が持っているプランや計画みたいに具体的なことを書いていくと膨大になるのでその政策を行なうために必要な根本だけ書いたつもりということがひとつ。具体的にこの指針を元に各担当課のほうの事業を進めているということ。人権指針なので、行政がどうこうではなく、行政と市民団体、企業、個人、みんなが人権を考えないといけない。

(委員) 今の意見も分かるが、市民も団体も、みんなで協力しないとある程度達成できな

いのはわかる。この前の講演会のように市民に対しての啓蒙啓発活動の回数を増やすことが大切。他では、子育て支援で‘家庭の福祉サービスを充実させます’とは具体的にどういう福祉サービスか。完全に行政の立場。具体的になにができるのか。例えば、主な取り組みの‘いじめ、ひきこもり、不登校の問題を社会全体で受け止めて相談・支援体制を充実させる’というのは、どうやって充実させるのか。行政側がどのくらいお金を出せるのかななどの具体性が必要。こういうことが、指針のなかでどうなのかなと思う。

(委員) いろんな計画の整合性がない。生涯福祉計画をほぼなぞった感じ。この中で、指針を読んでひとりとりが何かできることはないのだろうか。行政や、まわりがしてあげますというのが多いのはどうなのかなと思う。特に今、障がい者の差別解消法や、自分のことは自分で決める意志決定支援が強く言われている。今の時代は、そのへんを冒頭でもいので差別解消法などもっとわかりやすく書いて欲しい。そのためには障がいをもっている方が暮らしやすい合理的な配慮が必要になる。意思決定支援はすごく言われている。情報の少なさで自信がなかったりするのを、自信を取り戻して、自分のことは自分で決めるという支援をしていくというのが、障害福祉では大きなテーマになっている。もう少し分かりやすいテーマで書いてくれるといい。

(委員) 同和問題の(3)で‘総合的な人権に関する人権相談’のような、人権擁護委員が人権相談に取り組んでいるが、市民の方に対し相談窓口があることが、自分達の啓発の問題でもあるが、浸透していない。気軽にいろんな問題を相談できるということ、行政に相談することもできるが、そうした中でもこういう機関があるということを知りやすく説明した方がいい。同和だけでなく、人権に関する相談も総合的にできる。学校と関わって人権教室を開催しているが、学校との関わりを人権擁護委員が持っているのを、こんなことができるというのを、一般の方が見て分かるように明示して欲しい。人権擁護委員という立場が行政に浸透しているのかな、別感覚になっているのではないかなと思う。身近な関わり方をしていきたいと思う。

(委員) 人権保障推進に向けた取り組みに、市としての役割と取り組みは書いてあるが、人権擁護委員の存在や、あらゆる人権の相談を行っているということが書かれていない。市の役割と取り組みというのがちゃんとあるのに、それが何なのか、人権施策推進会議というのはあるがどんなものなのか、会議に私達が参加していいのかわからない。

(事務局) 市の事業としては、人権指針啓発と人権相談の2本立てで行っている。それに加えて人権擁護委員会が活動をしているというイメージをもっていたきたい。

(委員) ‘NPO等の民間団体との協働によって’まで書いているのだから人権擁護委員会との連携をさらに推進し、と書いたらいい。

(委員) 自分がこだわったところや自分が関心をもっているところは、今まで参加してきた意向が反映されているかどうか感じる。外国につながる人権課題に書いてあることは結構だが、最後の三つ目‘話す言語の異なる人と話すときは、やさしい

日本語を使って’ と書いているが、私の感覚で言うと日本語でなくてもいい。人と人の十分なコミュニケーションに基づいて行なわれるんだということをむしろ強調したほうがいい。うわさ、偏見、謝った知識と誤解に基づいて個人が感じている相手の姿を払しょくしていかなければいけない。そのような書き方ができたらいい。基本的には日本語なので、やさしい日本語という配慮は必要。

コミュニケーションという中の重要性にスポットをあてて考えると、人間双方の交流はコミュニケーションに基づいて行なわなければいけないもので、噂や偏見などに基づいて、見てはいけないというところになぜスポットが当たらないのか。さまざまな人権課題には犯罪、自殺の中にも、こんな人権課題も含まれていますよという領域として活用してもいい。災害発生の中にも人権課題が発生するという啓発の領域としてもさまざまな人権課題は使える。自殺問題のところは、自殺をする人のことしか書いてない。自殺未遂、家族、ご遺族の人権も問題。性的マイノリティもそうだが、周りからの冷たい視線にさらされている。せっかく犯罪、自殺、災害、そこから起こってくるであろう人権課題が加わると啓発にもいいと感じた。

- (委員) 内容としては、弱者を守るための人権課題という観点から考えると、弱者の方の人権を守ろうとはなっているが、最近高齢者、障害者の方は双方で支えあっている。人のために何かをすることによって自分が生きる価値を生み出す。生きがいのような活動をしてもらいたい。弱者でも何かしら社会にできることはある。
- (委員) NPO民間団体との協働を言っていることは分かるが、NPOだけをわざわざ取り上げて入れたのはなぜか。等が入っているからいいが、それで終わらせず民間事業者も加えた方がよい。
- (委員) 人権指針は行政の大元になる。大和市は行政指針なのか、市民のための人権指針なのかどっちなのか。行政のためではなく、障がいのある方が読んで大和市はこんなことをやってくれているんだと思ってくれる人権指針でありたい。
- (委員) 1年前に委員募集記事を見て渋谷分室に行ったときに人権指針はないと言われた。担当者、相談窓口さえ人権指針の場所が分からない。行政のための人権指針ではなく、市民のための人権指針であることを願っている。
- (委員) 子供、教育についてのことが気になった。権利擁護推進、外国につながる子どもの権利の保障、障がいがある方の権利擁護、国際教育の推進、男女協働参画社会の推進、性別にとらわれない教育。教育を取り扱うにあたってきちっと庁内でしていただかないと、これだけたくさん教育があるなかで、県でも若年層の教育ということでたくさん予算をつけていただいているので、それなりに教育に力を入れ計画的にやっていただきたい。
- (委員) この指針の主な取り組みの方向に、～します、という形で書かれているが、いかがなものか。行政側の立場で書かれている。方向性なので最後の文言をとったらい。例えば、子育て等支援、だけでいい。実行しなかったらどうするんだ。
- (委員) 書いてあるなら、実行してください、という根拠をもって発言できるので書いたほうがいい。します、というのには必要。そこは言い切ってもらいたい。

- (委員) 最初にも言ったが、具体性がない曖昧なところで、断定していいのか。
- (委員) これに基づいてやっているということでしょう。これは指針だから。
- (事務局) 各課の事業を組み立ててやっていくなかで、基本理念としてこの指針に基づいて具体的な計画等を作ることになる。
- (事務局) 個々の事業は基本理念の元にさらに各課で作っていくので、目指す方向はこういうものやっというこことここでここには書いていないが 人権チェックシートなどで、新しい課題が発生したときには、対応し、ここ数年できた新しい項目のように個々の事業は肉付けがされていく。
- (委員) そういう状況であるなら、～します、など断定しないほうがいいんじゃないか。それから先は各課、各部署が責任を持ってやっていくのであれば、しますという文末はいかがなものか。
- (委員) 子育て事業に関しては、今年度実施していないものはないので言い切っても問題はない。NPOとの協働ができる年度とできない年度があるので具体的には書いていない。毎年度確実にこなっているものについては言い切っている。語尾の統一は難しいですね。
- (委員) 話の流れと違う側面かも知れないが意見をだしたのは、外国につながる方の人権課題というところで集中的にもうちょっとこうしてほしいという話をさせていただいた。当初はなかった外国につながる高齢者をとりあげてもらっている。あとは、外国につながる子供の権利。日本に住んでいるのだから、日本に暮らして慣れているからいいというものではなく、そこにルーツの国の言葉や文化を学ぶことが必要ということもいれていただいた。外国につながる人権課題では、ここもいれてほしい、こういう視点を大事にして欲しいと言うものは全体入れていただいた。文言の調整は最終的には事務局にお任せする。意見として申し上げたことが一言も入っていないとこまるが、外国の部分ことについては大体入れていただいている。
- (委員) 意見が反映されていないじゃないかというほうが問題である。
- (事務局) 合理的配慮やエンパワーメントに関してを前文でという意見が前回会議であったことを思いだし、反映できてないところを反省している。障がいのある方の人権課題のとくに大切なことで、2つめの理解を深めるところに合理的な配慮を含める。エンパワーメントに関しては、この3つとはまた別のことのような気がするので、4つめとして加えようと思う。とくにたいせつなことで差別や偏見をなくすということと、合理的な配慮で理解を深めること、障がいのある方を支える家族の支援を進めること、障がいのある方へのエンパワーメント自信を持たせるという文言を加えさせていただくが、この4つをとくに大切なものの柱としてよいか。
- (委員) 障がいの人だけではないが、いいと思う。
- (事務局) とくに大切なことというのは、委員さんの意見からできて、とくにここを重点的に考えて欲しいということで、反映したので特に委員さんに見ていただいた、意見をいただきたいところ。

(委員) 8ページの子供の安全を守る取り組みの推進の主な取り組みところで、子どもを性犯罪被害から守る取り組み、子どもに関する性教育とあるが、性教育というのは子供の安全を守ることにつながるのか。遠藤さんが学校では色々なことを教えるといっていたが、果たしてそこまで手が回るのか。性教育は必要だが、性教育の充実をさらに充実というところで、風俗の看板等や性犯罪から子供を守る、そこで性教育が必要ということか。

(事務局) 避妊などについて子ども達に教えることは性教育に入る。そういうイメージだった。

(委員) それは必要だが、性犯罪から子供を守るというのにつながっているのか。私に関わったことがある、性犯罪を犯した少年に、性教育を施しているシステムがある。性教育を受けたことを子供にどうだったと聞くと、何も感じていない。犯した子どもは受けとめていない。内容と、自分の行った犯罪とが重ならない。行政は性教育をしました、もうこれで性犯罪は起こらない、というがほとんど効果はない。それが現実。

(事務局) 性犯罪を犯した子どもにとっては効果がない、というお話もあったが、性教育に女の子も自分を守る避妊の仕方、嫌なら嫌だと言えるようなことが含まれるなら、書いておきたい。学校の先生にきちんと伝えて、そこまでやっていかないと意味がないと思っている。

(委員) そういう意図があるなら結構。

(委員) 今、性教育は大切にすべきだが、なかなか難しい。

4. その他

時間内に述べられなかった意見については、1週間を目途にメールでお願いしたい。次回会議日程については、パブリックコメント後、4月になるので、後日調整することとなった。